

新型コロナウイルス感染症に伴う各種支援のご案内

👉 クリックするとHPに飛びます

2020年5月21日時点

世帯や個人の皆様

給付	全国全ての人々に	特別定額給付金	一律 1人 当たり 10万円 申請は郵送又はマイナポータルで マイナポータルは5/1より順次受付開始	コールセンター 0120-260-020 (毎日9:00~20:00)
	子育て世帯の方々に	子育て世帯への臨時特別給付金	子ども 1人 当たり 1万円 改めての申請不要	各市区町村の窓口まで コールセンター 0120-271-381 (9:00~18:30 土、日、祝日を除く)
	休業による収入減で住居を失うおそれ	住居確保給付金	原則 3か月 、最長 9か月 家賃相当額を支援	お住いの市区町村の 自立相談支援機関まで コールセンター 0120-23-5572(毎日 9:00-21:00)
	アルバイト収入減で学業継続が厳しい	学生支援緊急給付金	大学・短大・高専・専門学校生等 1人 当たり 20万円 (住民税非課税世帯) 10万円 (上記以外)	各大学等の学生課等の窓口まで
貸付	収入減で生活が苦しい	緊急小口資金・総合支援資金	最大 80万円 (二人以上世帯) 最大 65万円 (単身世帯)	市区町村の社会福祉協議会まで コールセンター 0120-46-1999(毎日9:00-21:00) 4/30から全国の労働金庫でも申請受付
	収入減で保険料が払えない	国民健康保険料等の減免	国民健康保険料、介護保険料、 国民年金保険料等を減免	各市区町村の窓口まで
猶予・減免	生活が苦しくて税,公共料金が払えない	納税猶予, 公共料金の支払猶予	国税・地方税、電気・ガス・ 電話料金、NHK受信料等 の各種公共料金の支払を猶予	国税 一国税局猶予相談センターまで 地方税 一各地方団体の窓口まで 各種公共料金 一各事業者まで

👉 詳細はこちらをクリック

👉 詳細はこちらをクリック

👉 国税の詳細はこちらをクリック

中小・小規模事業者等の皆様

給付	売上が半分以下※ で家賃の支払いが苦しい ※1~12月のどの月でも	持続化給付金	中堅・中小・小規模 最大 200万円 フリーランス含む個人事業主 最大 100万円	相談ダイヤル 0120-115-570 (毎日8:30-19:00) 申請サポート会場も順次開設
助成	雇用を維持できない	雇用調整助成金	休業手当100%で雇用維持なら 中小は都道府県の休業要請を受けた場合 最大 10割 助成 ※上乗率額3,330円	お近くの都道府県労働局またはハローワークまで コールセンター 0120-60-3999 (毎日9:00-21:00)
貸付	売上減で家賃の支払いが苦しいなど資金繰りが厳しい	実質無利子・無担保融資	3年間無利子 、最長 5年間元本据置 日本政策金融公庫等に加え、 5月より地銀,信金,信組等でも利用可に	日本公庫 → 0120-154-505 (平日) 商工中金 → 0120-542-711 (平日・休日) 民間金融 → 0570-783-183 (平日・休日)
猶予・減免	売上減で税,社会保険料が苦しい	国税,地方税,社会保険料の納付猶予	売上が一定程度減少の場合、 1年間、無担保かつ減速税なし で猶予	国税 一国税局猶予相談センターまで 地方税 一各地方団体の窓口まで 社会保険料 一各都道府県労働局
	売上減で固定資産税が払えない	固定資産税・都市計画税の減免	売上が一定程度減少の場合、 来年度は 2分の1 又は ゼロ に減免	相談ダイヤル 0570-077-322 (平日 9:30~17:00)

👉 サポート会場の詳細はこちらをクリック

👉 国税の詳細はこちらをクリック

持続化給付金

200万円まで ※ただし、昨年1年間の売上からの減少分が上限。

給付額の算定式 $S = A - B \times 12$

S：給付額（上限200万円）

※NPOの場合

A：対象月の属する事業年度の直前の事業年度の年間収入

※月間事業収入が、前年同月比50%以下となる月で任意で選択した月を【対象月】と呼びます。対象月は、2020年1月から12月までの間で、事業者が選択した月とします。

B：対象月の月間収入

※A・Bは、寄付金、補助金、助成金、金利等による収入など、株式会社等でいう営業外収益に当たる金額を除き、法人の事業活動によって得られた収入（国・地方公共団体からの受託事業による収入を含む。）のみを対象とする。

証拠書類等

① 対象月の属する事業年度の直前の事業年度の年間収入がわかる書類

※月次の収入を確認できない場合は、対象月の属する事業年度の直前の事業年度の月平均の年間収入と対象月の月間収入を比較することとします。

② 対象月の売上台帳等

③ 通帳の写し

④ 履歴事項全部証明書等

申請期間 令和3年1月15日（金）まで

市独自の持続化給付金 例：一宮市持続化給付金 ※前年同月比で30%以上50%未満減少している事業者

半田市事業継続緊急支援金

※持続化給付金だけでは減収分を補填

新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコース

補助率：1／2（1企業当たりの上限額：100万円）

「働き方改革推進支援助成金」（※令和元年度までは「時間外労働等改善助成金」に名称変更予定）に新型コロナウイルス感染症対策を目的とした取組を行う事業主を支援する特例コース。

対象事業主

新型コロナウイルス感染症対策としてテレワークを新規で導入する中小企業事業主

※試行的に導入している事業主も対象となります

※労働者災害補償保険の適用中小企業事業主であること

助成対象の取組

- ・テレワーク用通信機器（※）の導入・運用
- ・就業規則・労使協定等の作成・変更
- ・労務管理担当者に対する研修
- ・労働者に対する研修、周知・啓発
- ・外部専門家（社会保険労務士など）によるコンサルティング 等

助成の対象となる事業の実施期間

令和2年2月17日～5月31日

交付申請の締め切り 5月29日まで

新型コロナウイルス感染症にかかる雇用調整助成金の特例措置の拡大について

新型コロナウイルス感染症にかかる特例措置として、**4月1日から6月30日までを緊急対応期間**と位置付け、感染拡大防止のため、この期間中は全国において次のとおり、さらなる特例措置を実施いたします。

特例以外の場合の雇用調整助成金	緊急対応期間 (4月1日から6月30日まで) 感染拡大防止のため、この期間中は全国で以下の特例措置を実施
経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主 生産指標要件 (3か月10%以上減少)	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主(全業種) 生産指標要件を緩和 (1か月5%以上減少)
被保険者が対象	雇用保険被保険者でない労働者の休業も助成金の対象に含める(緊急雇用安定助成金)
助成率 2/3(中小) 1/2(大企業)	助成率 4/5(中小)、2/3(大企業) ※解雇等を行わない場合、 9/10又は10/10(中小)、3/4(大企業)
計画届は事前提出	計画届の事後提出を認める(1月24日～6月30日) 5月19日～は提出不要
1年のクーリング期間が必要	クーリング期間を撤廃
6か月以上の被保険者期間が必要 支給限度日数 1年100日、3年150日	被保険者期間要件を撤廃 同左+上記対象期間
短時間一斉休業のみ	短時間休業の要件を緩和
休業規模要件 1/20(中小)、1/15(大企業)	併せて、休業規模要件を緩和 1/40(中小)、1/30(大企業)
残業相殺	残業相殺を停止
教育訓練が必要な被保険者に対する教育訓練 助成率 2/3(中小) 1/2(大企業) 加算額 1,200円	助成率 4/5(中小)、2/3(大企業) ※解雇等を行わない場合、 9/10又は10/10(中小)、3/4(大企業) 加算額 2,400円(中小)、1,800円(大企業)

※赤字は緊急対応期間における拡大措置

支給申請に必要な書類(休業)

5/19から、計画届は提出不要となりました

書類名	備考
① 様式特第4号 雇用調整事業所の事業活動の状況に関する申出書	【添付書類】 月ごとの売上などがわかる書類 ※ 売上簿や収入簿、レジの月次集計など (既存書類の写しで可)
② 様式特第6号 支給要件確認申立書・役員等一覧	役員名簿を添付した場合は役員等一覧の記入は不要
③ 様式特第9号または12号 休業・教育訓練実績一覧表	自動計算機能付き様式
④ 様式特第8号または11号 助成額算定書	自動計算機能付き様式
⑤ 様式特第7号または10号 (休業等)支給申請書	自動計算機能付き様式
⑥ 休業協定書	【添付書類】 (労働組合がある場合) 組合員名簿 (労働組合がない場合) 労働者代表選任書(※) ※ 実績一覧表に署名または記名・押印があれば省略可
⑦ 事業所の規模を確認する書類	事業所の従業員数や資本額がわかる書類 ※ 既存の労働者名簿及び役員名簿で可 ※ 中小企業の人数要件を満たす場合、資本額がわかる書類は不要
⑧ 労働・休日の実績に関する書類	休業させた日や時間がわかる書類 ※ 出勤簿、タイムカード、の写しなど (手書きのシフト表などでも可)
⑨ 休業手当・賞金の実績に関する書類	休業手当や賞金の額がわかる書類 ※ 賞金台帳や給与明細の写しなど

※ ①、⑥、⑦は2回目以降の提出は不要(ただし、⑥は失効した場合、改めて提出が必要)

※ 小規模事業主(従業員がおおむね20人以下)の方は、「小規模事業主向け 雇用調整助成金支給申請マニュアル」で申請に必要な書類をご確認ください。

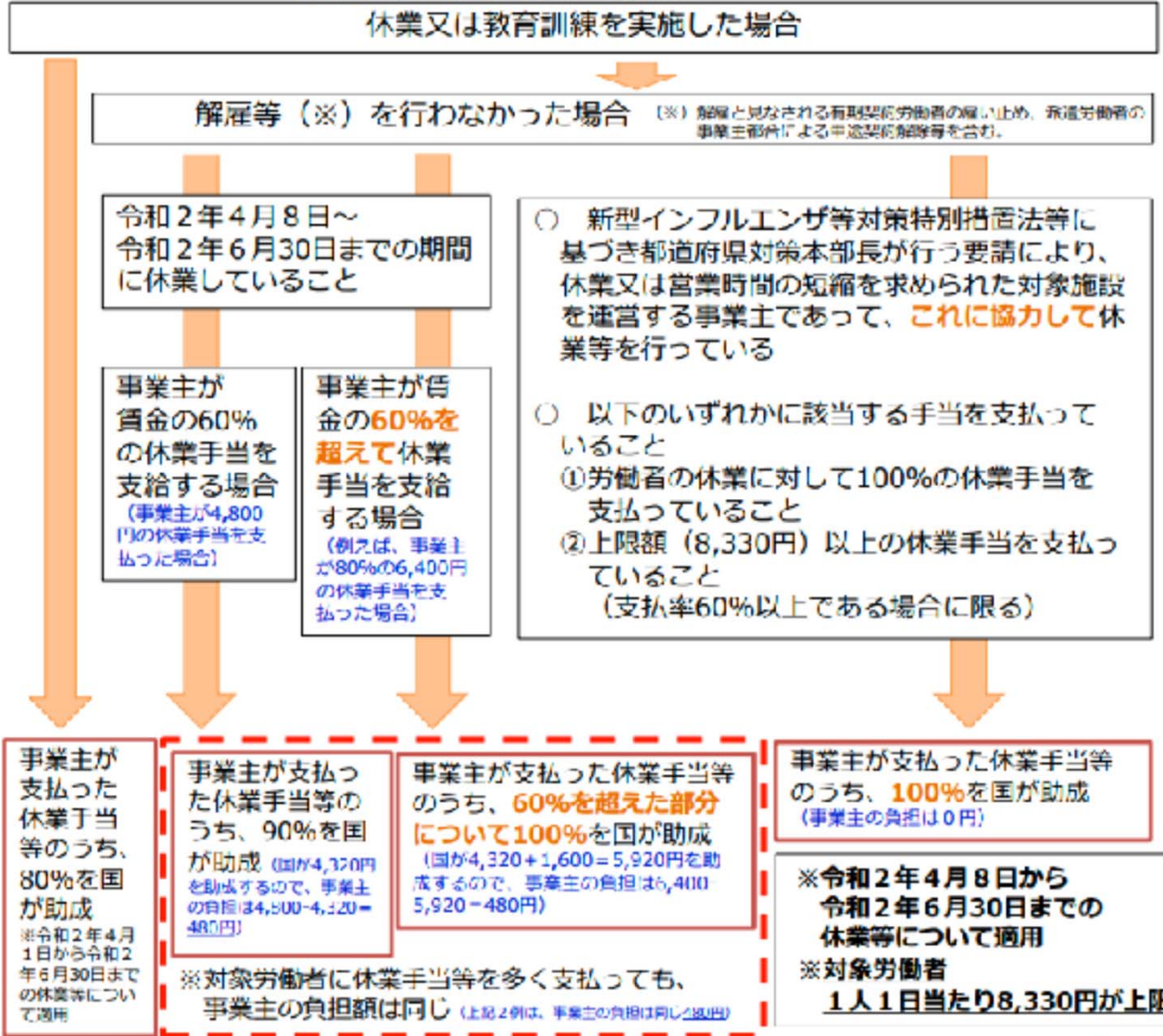
このほか、審査に必要な書類の提出をお願いする場合があります。

申請代行(社会保険労務士)に市によって補助がでる場合がある。

雇用調整助成金申請支援金・雇用調整助成金申請等手数料補助金 など

雇用調整助成金、緊急雇用安定助成金の支給申請のために、社会保険労務士に支払った依頼費用を補助。

【特例措置の内容】 例として、以下箱弧内に平均賃金が1日8,000円である場合の助成額（※）を記載しています
※助成額は、前年度の雇用状況の受給者の賃金総額となる賃金総額から算出される平均賃金額に休業手当を払率（休業の場合は60%以上、疾病休暇の場合は30%）を乗じ、1日当たりの助成額を算出します。



愛知県・市町村新型コロナウイルス感染症対策協力金

新型コロナウイルス感染症「愛知県緊急事態措置」に基づく「休業協力要請」により、休業要請と営業時間短縮の要請を受けた施設を運営する県内の中小企業、小規模事業者、個人事業主が対象となります。また、農業法人、NPO法人、社会福祉法人等も対象

50万円（1事業者あたり）

市独自の制度（一部紹介）

ナゴヤ新型コロナウイルス感染症対策事業継続応援金

春日井市新型コロナウイルス感染症対策支援金

新型コロナウイルス感染症対策協力金の対象にならない事業所を運営する事業者に対し10万円支給

（安城市）中小企業者等緊急支援事業

※新型コロナウイルス感染症の拡大により大きな影響を受け、愛知県の休業要請協力金の対象とならなかった中小企業者等に対し、事業の継続に必要な経費の一部を支援金として交付

小規模事業者持続化補助金＜コロナ特別対応型＞

新型コロナウイルス感染症が事業環境に与える影響を乗り越えるために、具体的な対策（サプライチェーンの毀損への対応、非対面型ビジネスモデルへの転換、テレワーク環境の整備）に取り組む小規模事業者等が、地域の商工会または商工会議所の助言等を受けて経営計画を作成し、その計画に沿って地道な販路開拓等に取り組む費用の2/3を補助します。
補助上限額：100万円。

※商工会・商工会議所会員、非会員を問わず、応募可能

特定非営利活動法人は、以下の要件を満たす場合に限り、補助対象者となり得ます。なお、同要件を満たす特定非営利活動法人の「常時使用する従業員の数」の適用業22種は「その他」として、「製造業その他」の従業員基準（20人以下）を用います。

- (1) 法人税法上の収益事業（法人税法施行令第5条に規定される34事業）を行っていること
- (2) 認定特定非営利活動法人でないこと

日本商工会議所（補助金事務局）への申請書の郵送による提出先・問い合わせ先
日本商工会議所 小規模事業者持続化補助金 事務局
〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷3-11-8
電話番号 03-6447-5485

参考となるサイト（助成金・金融支援 など）

J-Net21 ※中小企業経営者サイト

新型コロナウイルス関連（都道府県別）

[（愛知県）https://j-net21.smrj.go.jp/support/aichi.html](https://j-net21.smrj.go.jp/support/aichi.html)

東京ボランティア・市民活動センター（TVAC）

緊急情報 [新型コロナウイルス感染拡大防止に伴うNPO・ボランティア等関連情報](#)

NPOweb <http://www.npoweb.jp/>

【新型コロナ対応】 NPO法人向け支援情報等まとめ（随時更新中）

市民活動団体のための新型コロナウイルス対応お役立ちサイト

<https://stopcovid19-for-npo.jp/>